

## 公募説明書

令和8年1月22日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

### 1 公募する趣旨

本契約については、生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応し、自立に向けた支援を行うための専門的な知識を有し、様々な関係機関等と連携を図りながら支援していく必要があることから、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

### 2 担当部局

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎5階 福祉保険部生活支援課制度管理係  
電話 0166-25-9175 FAX 0166-26-7654

### 3 契約概要

- (1) 業務名 旭川市自立サポートセンター運営業務
- (2) 契約内容 旭川市自立サポートセンター運営要綱及び旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 応募要件

本契約の受託を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 基本的要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 設備・システムに関する要件  
旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書に示す設備等を整えることができるこ<sup>ト。</sup>
- (3) 中立性・公平性に関する要件  
旭川市自立サポートセンターの中立・公平な運営を図り、適切な相談支援を実施することができる法人であること。

(4) 守秘性に関する要件

個人情報の取扱いに際しては、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」をはじめとする関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を行うこと。

(5) 履行執行体制に関する要件

ア 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人又は生活協同組合の法人格を有し、相談支援事業者として活動実績があること。

イ 市内に事業所を有する者であること。

ウ 旭川市自立サポートセンターは、生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応し、生活困窮者の自立支援を促進する機関であることから、専門性の確保が必要であり、応募時点で旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書に示す配置職員のうち、2名以上が確保されていること。

(6) 経営状況に関する要件

旭川市自立サポートセンター運営業務の継続性を重視することから、法人本体が安定した経営状況を維持していること。

(7) その他必要と認める要件

旭川市自立サポートセンター運営要綱及び旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書に示す業務が履行できること。

## 5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式 1）

イ 履歴事項全部証明書 ※発行日が 3 か月以内のもの

ウ 法人の令和 6 年度収支決算書

エ 納税証明書（市町村税に滞納のないことの証明）※発行日が 3 か月以内のもの

オ 相談支援事業パンフレット ※ない場合は事業概要を記載した書類（様式は任意）

(2) 提出期限 令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出場所 2 に同じ。

(4) 提出方法 持参すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

## 6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和 8 年 2 月 23 日（月）までに次に掲げ

る事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、2に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあっては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあっては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

## 7 その他

- (1) 本業務に係る予算が成立しない場合は、業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。
- (2) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とすることがある。
- (3) その他の本公募に関しての問合せ先 2に同じ。